

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

1. 経営の基本方針

当社は、「事業は人なり而して人の和なり」「より良い品をより安くより多く」を社とし、「株主重視」「顧客重視」「社員の生活向上」の理念に基づき、市場のニーズに的確に対応した高機能製品を提供する「抄紙用具の高度専門企業」として成長・発展することを目指して経営活動を展開しております。

2. コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

- (1) 統治形態につきましては、業容、事業特性等を総合的に勘案し、監査役制度が適しているものとし、法制の変化並びに経済の国際化等の経営リスクに対応するコーポレート・ガバナンスを推進しております。
- (2) 取締役会につきましては、経営戦略の充実と迅速な意思決定による活性化を図るため、平成15年6月に取締役員数を削減するとともに取締役の責任と成果をより明確にするため任期を1年に短縮しました。併せて業務執行の充実を図るため執行役員制度を導入しております。なお、経営の透明性の確保と監督機能の強化のため、平成27年6月より社外取締役を選任しております。
- (3) 監査役制度につきましては、監査役会の監査方針に基づき、法定監査に加えて四半期決算の監査報告を行うなど当社独自の内部監査を実施し、監査役機能の強化を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、現在、独立社外取締役を1名選任しておりますが、現在の当社の事業規模や事業内容から、十分な実効性が確保されており、現状では複数名の社外取締役を直ちに選任する必要はないと考えております。しかしながら本コードの主旨を踏まえ、将来的な増員を中長期的に検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、研究開発・生産・販売等の過程において、様々な企業との協力関係が必要と考えており、取引関係の強化・円滑化に資するべく取引先の株式を保有しておりますが、企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、事業戦略上の重要性や、取引関係の強化、ひいては当社事業の発展に資すると判断する限り、政策的に必要な株式については保有していく方針であります。また、これらの政策保有株式については毎年、取締役会にて保有を継続する経済合理性等について検証を行っております。政策保有株式に係る議決権の行使について、中長期的な企業価値の向上や株主還元姿勢等を総合的に勘案し、議案ごとに、議決権の行使を判断いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、1年に1回、役員及び子会社社長について、「関連当事者の取引に関する回答書」の提出を求めており、自身及び近親者、議決権の過半数を所有している会社及びその子会社等の関連当事者との取引の有無を把握し、監視を行っております。当該取引については、取締役会規程に基づき、取締役会の承認事項としております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 当社の経営理念、経営戦略及び経営計画

・当社は、社是、経営目的、経営方針、経営目標を定め、当社ウェブサイトに掲載して開示しております。

<http://www.ik-felt.co.jp/corporate/philosophy/>

・また経営計画については、当社の決算短信添付資料に記載して開示しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方」に記載のとおりであります。

(3) 取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

・当社の取締役の報酬等に関しましては、株主総会の決議により、報酬限度額を決定しております。

当社の取締役の報酬等の構成は、基本報酬及び賞与としております。基本報酬につきましては、各取締役の役割、責任の大きさ、世間水準、従業員とのバランス等を考慮し、取締役会において決定しております。

・賞与につきましては、会社業績を基準とし、決定しております。

(4) 取締役候補・監査役候補の指名方針・手続

取締役会決議に基づく経営体制規程の定めにより、それぞれの役職に相応しい人格と識見を有する候補者を代表取締役が提案し、株主総会付議事項として取締役会で決議し、株主総会議案として提出しております。

(5) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役・監査役の各候補者の選任・指名に関する説明については、「定時株主総会招集ご通知」に記載しております。

【補充原則4-1-1 取締役会から経営陣への委任の範囲の概要】

当社は、取締役が経営を計画し、執行役員がこれを執行するという統治体系をとっており、その概要については経営体系規程に定めております。

なお、取締役会で決議または報告する事項については取締役会規程に定めております。

また、経営効率を高めるため、各期予算の総括管理等、執行役員会へ権限を委譲する項目については、執行役員会規程において具体的に

定めております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役の独立性判断基準については、会社法に定める社外要件、及び東京証券取引所が定める基準に基づいた当社規程に則り、独立社外取締役を選定しております。

【補充原則4-11-1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社では、企業規模等を勘案し、定款において取締役の員数を8名以内と定めております。
当社の取締役会は、抄紙用具という特殊で極めて専門性の高い事業内容に精通し、かつ業務執行を適切に監督する能力を有した人材で構成されております。
また、取締役の選任については専門知識・経験・能力等のバランス、多様性等の観点から配慮するよう努めております。

【補充原則4-11-2 取締役及び監査役の兼任状況】

取締役・監査役の他の上場会社の役員兼任状況については、「株主総会招集ご通知」及び「有価証券報告書」に記載しております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

当社は、毎年、各取締役の自己評価を行っております。
また、課題を洗い出し取締役会の実効性をより一層高めるため、2016年度に開催された取締役会について評価を実施しました。
評価に当たっては、取締役および監査役全員を対象に、取締役会の構成・運営・議題・支える体制について、アンケートを実施し、その集計結果に基づき取締役会において分析・評価いたしました。
その結果、概ね実効性が確保されていると判断しておりますが、審議の充実及び議論の活性化について課題が洗い出されました。
今後は、洗い出された課題に対し継続的に施策を推進することにより、取締役会の更なる実効性向上に取り組んでまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニング方針】

当社は、取締役・監査役に対するトレーニングの一環として就任時については、会社の事業・財務・組織等に必要な知識に関する教育や工場見学を含む研修プログラムを実施しております。
また、就任後は勉強会を定期的に実施する他、社外の各種講習会等、個々の取締役・監査役の知見・能力に適合したトレーニングの機会を提供し、必要に応じたサポートを行っております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

株主との建設的な対話を促進するための方針は以下のとおりです。
・当社は、総務部が株主との対話全般については担当し、その統括責任者は総務管掌が行っております。開示資料の作成等にあたっては、社内関連部門と連携を取りながら推進しております。
・当社は、主要株主を対象とした決算説明、証券会社等外部機関によりアレンジされた投資家との個別面談の他、投資家向け説明会を開催しております。その他、当社ウェブサイトによる情報開示に努めており、IR活動の充実については、検討を継続してまいります。
また、株主からの対話の申込みに対しては、合理的な範囲で、面談に臨むこととしております。
・これらの対話を通じた株主からの意見は経営に報告され、情報の共有を行っております。
・なお、決算発表前の期間は、社内の情報管理の徹底を図り、インサイダー情報については社内規程に則り、厳正に運用しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
王子ホールディングス株式会社	2,070,685	8.33
日本製紙株式会社	1,998,422	8.04
イチカワ従業員持株会	885,711	3.56
株式会社みずほ銀行	878,007	3.53
株式会社千葉銀行	872,289	3.51
真嶋 洋	720,000	2.89
三菱UFJ信託銀行株式会社	698,000	2.81
東レ株式会社	456,985	1.84
三井住友海上火災保険株式会社	387,047	1.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	377,000	1.51

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期

3月

業種	繊維製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
野崎 晃	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野崎 晃	○	—	法曹界において培われた専門的な知識・経験等を当社の取締役会の監督機能に活かしていただくとともに、経営全般に対する助言が期待できることから、社外取締役として選任いたしました。 なお、同氏は、法律の専門家であり、また同氏と当社との間には特別な利害関係はなく、独立役員の要件に照らしても一般株主と利益相反の恐れがないことから、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

経常業務推進上の適法性及び予算執行上の有効性を監査する内部監査室とは毎月連絡会を開催し、内部監査室との情報の共有化・課題の共通認識化を図っております。また、会計監査人とは必要に応じて都度、情報交換を行い、連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
市原克巳	他の会社の出身者							△						
出縄正人	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
市原克巳		平成24年まで当社の取引先である株式会社千葉銀行の取締役でありました。	同氏がこれまで培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任いたしました。 なお、同氏は、金融機関における豊富な経験と幅広い識見を生かし、外部からの視点によって当社の経営全般を監査することが可能と判断しております。
出縄正人	○	——	法曹界において培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任いたしました。 なお、同氏は、法律の専門家であり、また同氏と当社との間には特別な利害関係はなく、独立役員の要件に照らしても一般株主と利益相反の恐れがないことから、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の任期を決算と同調させて1年とし、各取締役の業績責任を明確にして、報酬額を決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

事業報告では取締役の報酬等の総額を開示し、有価証券報告書においては取締役の報酬等の種類別の総額を開示しております。
第93期(平成28年度)における取締役の報酬の総額は91百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- ・取締役の報酬等に関しましては、株主総会の決議により、報酬限度額を決定しております。
- ・取締役の報酬等の構成は、基本報酬及び賞与としております。基本報酬につきましては、各取締役の役割、責任の大きさ、世間水準、従業員とのバランス等を考慮し、取締役会において決定しております。
- ・賞与につきましては、会社業績を基準とし、決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会開催にあたり、資料の事前配付並びに事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

(1) 会社の機関の内容

- ・取締役会は男性5名(うち社外取締役1名)で構成しております。定時取締役会は、毎月1回開催し、法令で定められた事項及び経営上の重要事項を全て付議するとともに、業務の執行状況を報告し、逐次対策等を検討しております。また、迅速な意思決定ができるよう、臨時取締役会を適時開催しております。
- ・執行役員会は男性10名で構成しております。定時執行役員会は、毎月1回開催し、取締役会決定に基づく業務執行及び各執行役員の課題について審議・報告を行っております。また、業務執行のスピードアップをはかるため、臨時執行役員会を適時開催しております。
- ・監査役会は男性3名(うち社外監査役2名)で構成しております。監査役機能強化として、取締役会、執行役員会等の主要な会議体へ出席しております。また、各事業所及び関係会社への往査等を通じて業務内容の適法性、妥当性について監査を実施し、法定監査に加え内部監査を行っております。

(2) 現状の体制の概要

- ・業務執行については、取締役会の決定に基づき執行役員が適切に執行し、また、業務執行に関する重要事項の示達・説明及び部署間の連携・調整をはかるため、部長会を適時開催しております。
- ・執行規程に業務分掌を定めており、各部署の職制はそれを厳正に運用し内部管理を徹底することで内部統制・リスク管理を図っております。
- ・監査役は、監査方針に基づき年度の監査計画を策定し、法定監査に加えて四半期決算に監査報告を行うなど、当社独自の内部監査を実施しております。
- ・会計士監査については以下のとおり実施しております。
指定有限責任社員の氏名:市瀬俊司、渡辺力夫
監査法人名 : 新日本有限責任監査法人
継続関与年数 : 2名とも7年以下
会計監査業務に係る補助者の構成 : 公認会計士4名、その他14名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

- (1) 当社の規模、業容、事業特性等を総合的に勘案し、監査役会設置会社を選択しております。
- (2) 監査役は、取締役と密接な連携を図り、相互信頼のもと、経営上の課題や問題点について、積極的に意見交換を行い、適法性監査に加え、妥当性及び効率性についても監査を行っております。
- (3) 監査役監査に対しては最善の監査環境を提供しており、監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社に対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換をし、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深

めるよう努めております。

- (4) 監査役会は、監査方針に基づき年度の監査計画を策定し、法定監査に加え四半期決算に監査報告を行っております。また、経営課題に対するプロセスと結果について年2回監査報告を行うなど、当社独自の監査を実施し経営監視機能の強化を図っております。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知は、約3週間前の発送を目安としております。また、発送前に当社のウェブサイトにも掲載しております。
招集通知(要約)の英文での提供	東京証券取引所及び当社のウェブサイトにおいて、招集通知の英語版を掲載しております。
その他	株主総会の事業報告、連結計算書類・計算書類について、映像とナレーションを使用し、内容を分かりやすく理解していただけるよう工夫しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2017年3月期より説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書・四半期報告書、報告書、適時開示資料、業績推移 等	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR活動については、総務部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社は、経営方針等において規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001に基づく環境負荷の低減活動を継続して実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主・顧客・従業員に対する情報提供を法令・社内規程等に則り実施しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<基本的な考え方>

1. 経営体制。
 - (1) 当社の業容、規模、事業特性等を総合的に勘案し、監査役設置会社を選択する。
 - (2) 取締役会の活性化を図るため員数を削減、取締役の責任と成果を明確にするため任期を決算と同調させ1年とし、併せて業務執行の充実を図るために執行役員制度を採用する。
 - (3) 監査役監査については、当社として最善の監査環境を提供するとともに、法定監査に加えて当社独自の内部監査を実施し、監査役機能の強化を図る。
2. 執行体制。
 - (1) 社内諸規程を一層整備・充実させ、執行役員及び各部署の職制がそれを厳正に運用する。
 - (2) 業務執行については、取締役会の決議に基づく経営計画を執行役員が執行・管理する。
 - (3) 社長直轄の「内部監査室」を設置し、経常業務推進上の適法性及び予算執行上の有効性に関する内部管理機能を強化する。

<整備状況>

1. 当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制。
 - (1) 当社の取締役会は、法令、定款及び取締役会規程の定めにより、当社の業務執行を決定する。
 - (2) 「企業行動規範」の制定及び「コンプライアンス規程」をはじめとする社内諸規程の整備並びにこれを厳正に運用することにより、法令等違反行為を未然に防止する。
 - (3) 当社及び当社の子会社の取締役は、職務の執行に関し、必要に応じ顧問弁護士その他の専門家に適法性の確認を取る。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制。
 - (1) 取締役会議事録、執行役員会議事録、稟議書、会計帳簿等の文書類及びその他情報については、関連諸規程の定めにより、各所管部署において適切に保存及び管理を行う。
 - (2) 取締役及び監査役は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。
3. 当社及び当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制。
 - (1) 損失の危険の管理に関する規程として、「リスク管理規程」を制定し、当社及び当社の子会社が管理すべきリスクの洗い出し、評価、対策等について定める。
 - (2) 個々のリスクについては、リスク管理規程の定めに基づき、職制により適切な予防及び対策を実施する。
 - (3) リスク管理の状況については、執行役員会において定期的に有効性を評価し、必要に応じ是正措置を行う。
 - (4) 当社及び当社の子会社の経営に重大な影響を与えるリスクが発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、損失の極小化を図る。
4. 当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制。
 - (1) 職務の執行においては、法令、定款、経営規程及び執行規程等の定めに従い、取締役、執行役員、各部署の職制がこれを厳正に運用する。
 - (2) 執行責任の明確化と業務執行の効率化を図るため、執行役員制度を採用する。
 - (3) 取締役会は、経営規程に基づき中期経営計画及び年度計画を決定し、その執行を監督する。
 - (4) 代表取締役、執行役員及び各部署の職制は、経営計画の目標達成に向けて、業務を執行・管理する。
 - (5) 代表取締役及び執行役員は、業務執行状況について、毎月、定時取締役会に報告する。
 - (6) 当社より当社の子会社へ役員を派遣することにより、子会社の経営管理体制を強化するとともに、関係会社管理規程に基づき、管理担当部門が子会社の経営を指導し、統括管理し、適正かつ効率的な職務の執行を確保する。
5. 当社及び当社の子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制。
 - (1) 「企業行動規範」の制定及び「コンプライアンス規程」をはじめとする社内諸規程の整備を行うとともに、各部署の職制においてこれを厳正に運用し、法令等違反行為を未然に防止する。
 - (2) 社長直轄の「内部監査室」を設置し、経常業務推進上の適法性及び予算執行上の有効性に関する内部管理機能を強化する。
6. 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制。
 - (1) 当社より子会社へ役員を派遣することにより、子会社の経営管理体制を強化する。
 - (2) 関係会社管理規程に基づき、子会社の一定の重要事項について当社の関係会社管理担当部門に定期的な報告を義務付ける。
 - (3) 予算管理制度規程に基づき、予算管理制度に当社の子会社の予算を組み入れ、その進捗状況について毎月、各子会社に当社執行役員会への報告を求める。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項。
 - (1) 監査役監査に対しては、最善の監査環境を提供することとし、監査役より職務を補助する使用人設置の求めがあった場合には、速やかに任命する。
 - (2) 監査役を補助する使用人を設置した場合は、当該使用人の任命及び解職については監査役会の同意を得るものとする。
8. 監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項。

監査役は、監査役を補助すべき使用人として監査役会の下に所属された従業員、当該従業員への指揮命令権は、監査役に属するものとする。また、処遇(査定を含む)、懲戒等の事項については、当社と監査役の間で事前協議のうえ実施する。
9. 監査役への報告に関する体制。
 - (1) 監査役が、業務監査、内部監査等を通じて、取締役及び使用人から必要な情報をいつでも入手できる体制とする。
 - (2) 取締役は、法定事項の他、当社経営に重要な影響を及ぼす事項については、監査役へ遅滞なく報告する。
 - (3) 監査役会規程に基づき、監査役会は、必要に応じて、当社及び当社の子会社の会計監査人、取締役、執行役員、使用人その他の者に対して報告を求める。
 - (4) 公益通報管理規程に基づき、公益通報に関する情報は内部監査室より監査役に報告される。
10. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制。

当社は、監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として当社または子会社において不利な取扱いを受けないことを確保するための制度を確保する。
11. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項。

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。
12. その他監査役が効率的に職務の執行が行われることを確保するための体制。
 - (1) 監査役監査に対しては、最善の監査環境を提供する。
 - (2) 監査役会に対して、代表取締役との定期的な意見交換会を開催する。
 - (3) 常勤監査役の主要会議体への出席機会を確保する。
 - (4) 監査役会が内部監査室と連携できる体制を整備する。
13. 財務報告の信頼性を確保するための体制。

金融商品取引法その他の法令等の定めに基づき、財務報告に係る内部統制の構築、評価及び報告に関して適切な運営を図り、財務報告の信頼性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 当社は、「企業行動規範」において、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関係を遮断する」旨を定め、役員及び従業員に周知しております。
- (2) 平素より所轄警察及び専門機関等から適宜情報を入手するとともに、関連する研修会等へ定期的に参加することなどにより、反社会的勢力排除に向けた体制を構築しております。

Ⅴその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

＜適時開示体制の概要＞

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

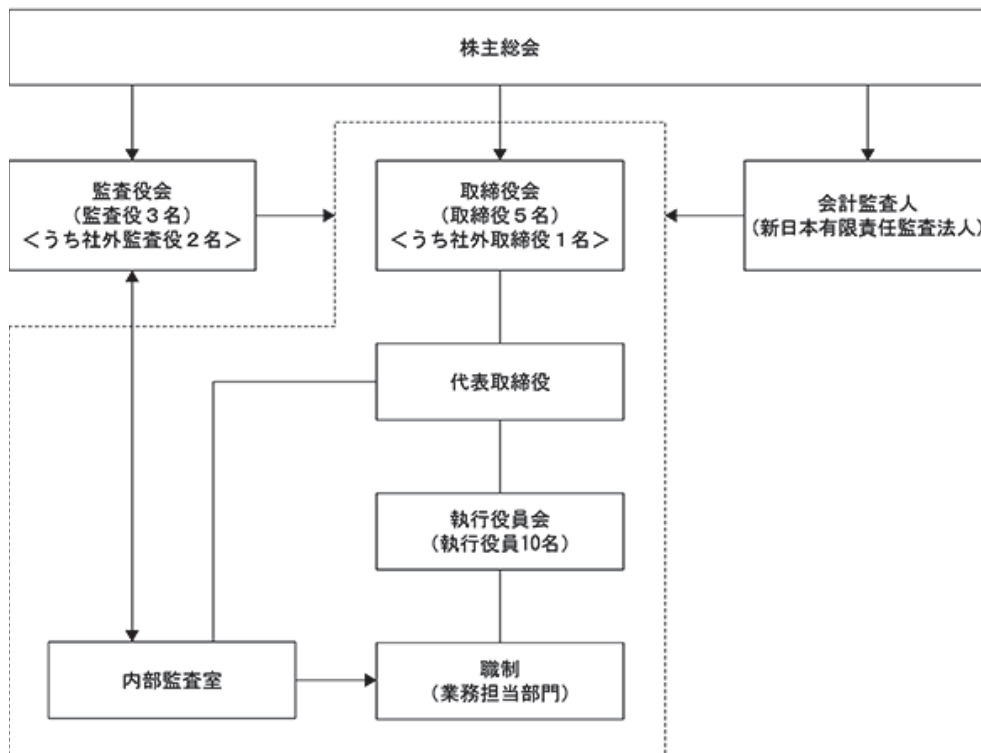
1. 基本方針

当社は、株主はもとより広く社会とのコミュニケーションを通し、経営の透明性を確保し社会的責任を果たすため、また当社に対する理解の促進を図るため、企業情報を公正にかつ適時・適切に開示する。

2. 行動指針

- 一、関係法令等に基づく企業情報の開示、並びにその他の重要と判断する企業情報の自主的かつ公正な開示
- 一、正確かつ公正な情報開示のための社内体制の充実
- 一、有価証券報告書、証券取引所への適時開示、公告、ホームページへの掲載などの情報に応じた適切な方法による開示

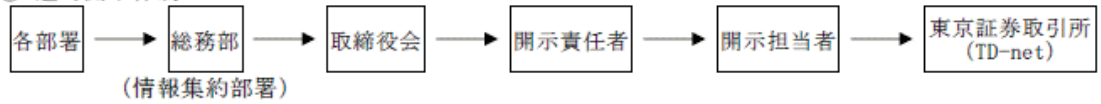
コーポレート・ガバナンス体制



適時開示体制

(1) 決定事実・決算に関する適時開示体制

- ① 開示責任者：総務部長
- ② 開示担当者：総務部次長
- ③ 適時開示体制のフロー



(2) 発生事実に関する適時開示体制

- ① 開示責任者：総務部長
- ② 開示担当者：総務部次長
- ③ 適時開示体制のフロー

